

産業経理協会 総務・法務部長会 2026年1月度例会 「企業結合規制の現在地」

2026年1月19日

産業経理協会2階講義室

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士 向 宣明

主な視点・ポイント

- ▶ 独禁法上問題とならない案件に対する審査
 - ▶ 禁止期間の短縮
- ▶ 詳細な審査が必要となる案件に対する対応
 - ▶ 届出前相談／1次審査／2次審査
- ▶ 審査手法
 - ▶ 第三者からの情報・意見の募集／内部文書の活用／経済分析の活用／海外当局との意見交換
- ▶ 問題解消措置
 - ▶ 「当事会社からの申出」であること
 - ▶ 監視受託者（モニタリング・トラスティ）
- ▶ グリーン・ガイドライン
 - ▶ 「効率性」の議論
- ▶ 経済安全保障と独占禁止法

本日の関連資料一覧

- ▶ (令和4年6月16日) 公正取引委員会「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて ―アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化―」
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/dk/advocacy/220616digital_statement.pdf
- ▶ (令和6年4月24日) 公正取引委員会「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240424_green.html
- ▶ (令和7年6月11日) 公正取引委員会「企業結合審査ガイドブック」
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/kigyoketsugo.pdf
- ▶ (令和7年6月13日) 公正取引委員会「令和6年度年次報告」
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250613nenpou/250613nenpou_hontai.pdf
- ▶ (令和7年6月18日) 公正取引委員会「令和6年度における主要な企業結合事例」
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250618_case.html
- ▶ (令和7年11月20日) 公正取引委員会「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」及び(令和7年11月20日) 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」
 - ▶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251120_economic.security.html

企業結合届出件数（令和6年度）

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	306	345	437
第1次審査で終了したもの	299	335	423
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(243)	(262)	(368)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	7	10	14
第2次審査に移行したもの	0	0	0

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2次審査で終了した件数	0	0	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	0	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

（注）当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

「第三者からの情報・意見の募集」及び「個別案件についての審査結果公表」 (令和7年度の現状)

- ▶ (令和7年12月25日)株式会社プライムポリマーによる住友化学株式会社のポリプロピレン及び直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売事業の吸収分割に関する報告等の要請（第2次審査の開始）及び第三者からの意見聴取について
- ▶ (令和7年11月18日)今治造船株式会社によるジャパンマリンユナイテッド株式会社の株式取得に関する審査結果について
- ▶ (令和7年8月29日)DCMホールディングス株式会社による株式会社エンチョーの株式取得に関する審査結果について
- ▶ (令和7年5月28日)塩野義製薬株式会社による鳥居薬品株式会社等の医薬事業の統合に関する審査結果について
- ▶ (令和7年4月30日)イオン株式会社及び株式会社ツルハホールディングスの経営統合に関する審査結果について
- ▶ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ma/2025/index.html>

「令和6年度における主要な企業結合事例」の掲載事例一覧

事例番号	事例の名称	企業結合形態等				審査手法			
		水平	垂直	混合	問題 解消 措置	情報・ 意見の 募集	内部 文書の 活用	経済 分析 の活用	海外当局 との 情報交換
1	前田工織(株)による三井化学産資(株)の株式取得 (土木資材)	○	-	-	-	-	-	-	-
2	ノボホールディングス・エーエス及びキャタレント・インクの統合 (CDMOサービス)	○	○	-	-	-	-	-	○
3	(株)クボタによる日本鋳鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得 (ダクタイル鉄管) (令和7年6月13日審査結果の詳細公表)	○	-	-	○	-	○	○	-
4	三浦工業(株)による(株)ダイキンアプライドシステムズの株式取得 (循環型冷水装置)	○	○	-	-	-	-	-	-
5	ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュ ニパー・ネットワークス・インクの統合 (ネットワーク機器)	○	-	○	-	-	○	-	○
6	シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収 (半導体設計解析ソフトウェア) (令和7年6月13日審査結果の詳細公表)	○	-	○	○	○	○	-	○
7	日本生命保険相互会社による(株)BCJ-43の株式取得 (保育版シェアリングエコノミー)	-	○	-	-	-	-	-	-
8	LDEC(株)による(株)アルプス物流の株式取得 (3PL事業)	○	-	○	-	-	-	-	-
9	ANAホールディングス(株)による日本貨物航空(株)の株式取得 (国際航空貨物運送) (令和7年5月13日審査結果の詳細公表)	○	-	-	○	-	○	○	○
10	カプリ・ホールディングス・リミテッド及びタバストリー・インクの 統合 (ブランドバッグ)	○	-	-	-	-	○	-	○
11	(株)オークネットによる(株)デファクトスタンダードの株式取得 (古物(ブランド品)買取り)	○	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。

網掛けは、個別案件として公表した案件。

公正取引委員会は、令和4年6月、「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて―アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化―」において、

- 第三者からの情報・意見の募集
- 内部文書の活用
- 経済分析の活用

といった取組により、迅速かつ的確な企業結合審査を実施していくことを明らかにしている。

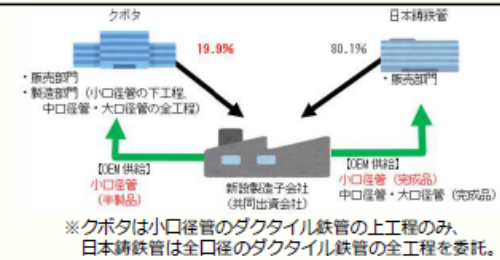
https://www.jftc.go.jp/dk/advocacy/220616digital_statement.pdf

◎令和6年度に審査を終了した企業結合案件のうち各審査手法を用いたものの件数

審査手法	件数
第三者からの情報・意見の募集	1件
内部文書の活用	6件
経済分析の活用	3件
海外当局との意見交換	6件

1 本件の特徴

- ✓ 本件行為による二酸化炭素排出量削減を、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(令和5年3月31日)(以下「グリーンガイドライン」という。)に沿って検討し、「効率性」の向上として評価した事案。
- ✓ 当事会社から申出があった問題解消措置も踏まえて審査。



2 一定の取引分野

<商品範囲> **ダクタイル鉄管小口径管【水平】** <地理的範囲> **日本全国**

ダクタイル鉄管とそれ以外の管(注)との代替性

(注)ポリエチレン管、塩化ビニル管及び鋼管
需要の代替性：耐震性等が異なるため、代替性は限定的。
供給の代替性：製造技術等が異なるため、代替性は認められない。
 ⇒ダクタイル鉄管とそれ以外の管は異なる商品範囲を構成する。

異なる口径のダクタイル鉄管の代替性

需要の代替性：設置場所によって必要な口径が変わるため、代替性は限定的。
供給の代替性：製造設備が異なるため、供給の代替性は認められない。
 ⇒小口径管、中口径管及び大口径管それぞれで商品範囲を構成する。

3 本件行為が競争に与える影響 セーフハーバー基準該当性：非該当(当事会社合算シェア第1位(約70%))

単独行動

①競争者の牽制力、②当事会社グループ間でコストが共通化されるのは上工程のみで、**問題解消措置の実施を前提とすれば**当事会社グループ間の競争関係は一定程度維持されることが考えられること、③隣接市場(ポリエチレン管)からの競争圧力、④効率性の向上を総合的に考慮すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない。

協調的行動

①当事会社グループ間でコストが共通化されるのは上工程のみで、**問題解消措置の実施を前提とすれば**当事会社グループ間の競争関係は一定程度維持されることが考えられること、②隣接市場(ポリエチレン管)からの競争圧力、③効率性の向上を総合的に考慮すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない。

○効率性

グリーンガイドラインに沿って検討し、**効率性の向上が認められる**と判断。

⇒①企業結合に固有の効率性向上であるか否か(業務提携等の方法では同等の効率性は達成困難)、②効率性の向上が実現可能であるか否か(実際に二酸化炭素排出量削減が可能)、③効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであるか否か(二酸化炭素排出量の大幅な削減は品質の向上と評価でき、需要者の厚生が増大)を検討し、効率性の向上が認められると判断。

4 問題解消措置(当事会社からの申出)

- ① 当事会社グループ間において機微情報が共有されないよう、機微情報への**アクセス制限、異動制限等**を講じる。
- ② ①の措置の履行監視のため、当事会社グループから独立し、かつ、専門性を有する第三者を**監視受託者**として選任。

問題解消措置を前提とすれば、競争を実質的に制限することとならないと判断

■ 「競争を実質的に制限する」とは？

「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」(東宝株式会社ほか1名に対する件[昭和28年12月7日東京高等裁判所判決])

一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

- ★ 企業結合の類型によって、分析の視点が異なる。
- ★ それぞれの類型ごとに、セーフハーバー基準に該当するかどうか判断。
- ★ セーフハーバー基準に該当しない場合には、**当事会社グループ及び競争者の地位、市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の判断要素を検討。**

水平型

同じ一定の取引分野で
競争関係にある
会社同士の企業結合

垂直型

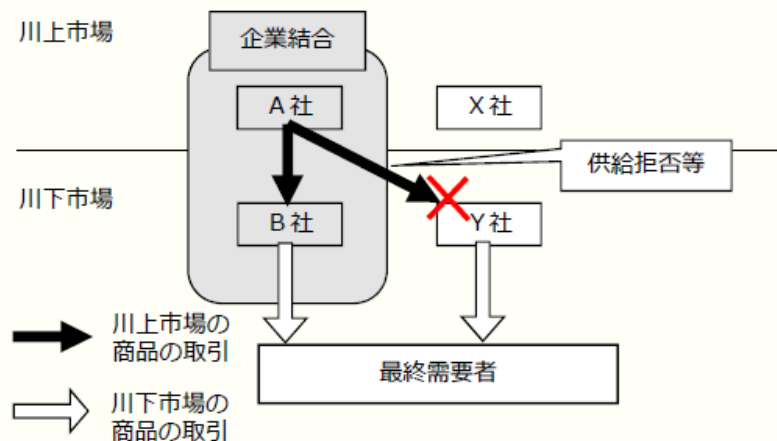
川上市場の会社と
川下市場の会社との
企業結合

混合型

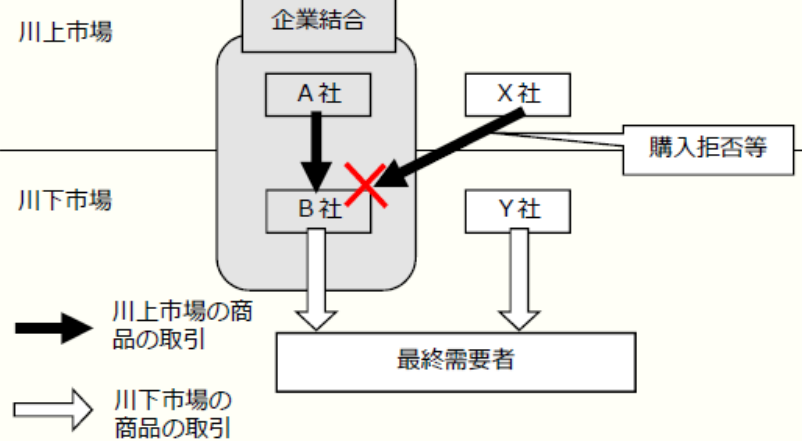
水平型でも
垂直型でもない
企業結合

○投入物閉鎖
(川下市場における市場の閉鎖性・排他性の問題)

垂直型企業結合

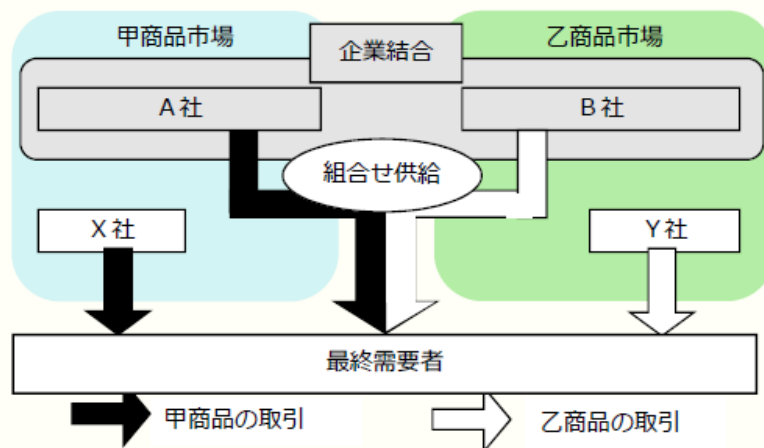


○顧客閉鎖
(川上市場における市場の閉鎖性・排他性の問題)

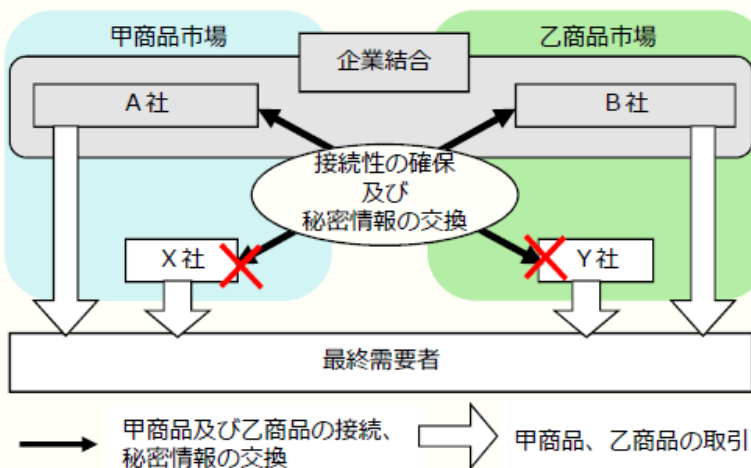


○ 組合せ供給 (一方の商品市場における高い地位をてこに他の一方の商品市場における地位が上昇 ⇒ 市場の閉鎖性・排他性の問題)

混合型企業結合



○ 秘密情報の入手 (入手した秘密情報を自己に有利に用いることで競争者の競争力が減退 ⇒ 市場の閉鎖性・排他性の問題)



■ セーフハーバー基準

水平型企業結合	垂直型・混合型企業結合
① HHIが1,500以下 ② HHIが1,500超～2,500以下かつHHIの増分が250以下 ③ HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下	① 市場シェアが10%以下 ② HHIが2,500以下かつ市場シェアが25%以下

- HHI（ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス）は、各社の市場シェアの2乗を合計した値。最大値は1社が市場シェア100%を占める場合の10,000（100の2乗＝10,000）であり、この値に近くなればなるほど市場の寡占度が高いと考えられる。



いずれかに
該当

「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

個別の企業結合事案について、企業結合ガイドラインの考え方に従い、当事会社や競争者のシェアだけでなく、当事会社間の従来の競争状況、競争者の供給余力、輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な考慮要素を総合的に勘案して、当該企業結合が独占禁止法に違反するかどうか、すなわち、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況が生じないかどうかという観点から、独占禁止法違反となるかどうかを判断している。

※ 市場シェアの高低のみで独占禁止法上の問題の有無が判断されるものではない。

※ 市場の集中度等が小さい場合（セーフハーバー基準該当）は、問題ないと判断。

ただし、この基準に合致しなくても直ちに問題となるものではなく、企業結合のほとんどは、企業結合審査を経て当初の計画どおり実施することが可能。

セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

- | | |
|---|--|
| <p>① 当事会社グループの地位及び競争者の状況
(ア)市場シェア及び順位、(イ)当事会社間の従来の競争の状況、
(ウ)競争者の供給余力、(エ)差別化の程度等</p> <p>② 輸入
(ア)制度上の障壁の程度、
(イ)輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、
(ウ)輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、
(エ)海外の供給可能性の程度
※ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、上記を検討</p> <p>③ 参入
(ア)制度上の参入障壁の程度、
(イ)実態面での参入障壁の程度、
(ウ)参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、
(エ)参入可能性の程度</p> | <p>④ 隣接市場からの競争圧力
(ア)競合品（当該商品と類似の効用等を有する商品）の存在、
(イ)地理的に隣接する市場の状況等
※ 近い将来における競合品の競争圧力（隣接市場からの競争圧力）についても考慮</p> <p>⑤ 需要者からの競争圧力
(ア)需要者の間の競争状況、
(イ)取引先変更の容易性、
(ウ)市場の縮小等</p> <p>⑥ 総合的な事業能力</p> <p>⑦ 効率性</p> <p>⑧ 当事会社グループの経営状況
※ 当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振の場合についても考慮</p> <p>⑨ 一定の取引分野の規模
※ 複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合しなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合であるかどうかを検討</p> |
|---|--|

日本の企業結合ガイドラインの特徴 (欧米のガイドラインとの比較)

<水平型企业結合のセーフハーバー基準>

日本	① HHIが1,500以下 ② HHIが1,500超～2,500以下かつHHIの増分が250以下 ③ HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下
EU	① HHIが1,000未満 ② HHIが1,000超～2,000以下かつHHIの増分が250未満 ③ HHIが2,000超かつHHIの増分が150未満
米国 ※違法性推定基準	① HHIが1,800超かつHHIの増分が100超 ② 市場シェアが30%超かつHHIの増分が100超

- ・ 日本のセーフハーバー基準は、EUよりも広いものとなっている。
- ・ 日本のガイドラインでは、上記に加え、問題となるおそれが小さい範囲（HHIが2,500以下かつ市場シェアが35%以下）の記述があるが、欧米のガイドラインにこのような記載はない。
- ・ 米国は、セーフハーバー基準は存在せず、違法性推定基準が設けられている。

日本の企業結合ガイドラインの特徴（日本経済の実態等に即し多様な要素を考慮）

日本の企業結合ガイドラインにおいては、以下のとおり、外国事業者からの競争圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な競争圧力を考慮する旨明示するとともに、産業構造の変化や市場縮小等の日本経済の実態等を踏まえた場合の考え方についても明示している。

また、問題解消措置について、構造的措置が原則であるものの、行動的措置が妥当な場合もある旨明示している。（これらについては、必ずしも欧米のガイドラインでは明示されていないものもある（以下の下線部分）。）

公正取引委員会では、企業結合ガイドラインに基づき、日本経済の実態等を踏まえた企業結合審査を実施している。

- ①国境を越えて市場が画定される場合の考え方を明示（事例はスライド20参照）
- ②外国の事業者からの競争圧力（輸入圧力）を適切に考慮（事例はスライド21参照）
- ③隣接市場からの競争圧力を適切に考慮（事例はスライド21参照）
- ④需要者からの競争圧力について幅広に考慮（事例はスライド21参照）
 - － 取引先である需要者間の競争が活発であれば需要者からの競争圧力が働く要因となり得ること等を明示。
- ⑤当事会社グループの経営状況を適切に考慮（事例はスライド21参照）
 - － 独占禁止法上問題となるおそれが小さいとの判断に関し、当事会社の一方の会社全体が破綻している場合だけでなく、一事業部門が破綻している場合についての考え方も明示。
 - － 当事会社の一方（その事業部門を含む）が破綻はしていないものの業績不振である場合に、当該当事会社の事業能力が弱いこと（それだけ企業結合が競争に与える影響が小さいこと）を考慮する旨明示。
- ⑥産業構造の変化、市場縮小の影響を適切に考慮（事例はスライド21参照）
 - － 需要が継続的構造的に減少しており、競争者の供給余力が十分である場合には、当事会社グループの価格引上げに対する牽制力として考慮。
 - － 産業構造の変化等に伴う需要の減少により市場が縮小している商品（既存商品）について、競合品（新規商品）が当該商品に対する需要を代替する蓋然性が高い場合は、競争を促進する要素として評価。
 - － 需要が減少して継続的構造的に需要量が供給量を大きく下回り、需要者からの競争圧力が働いている場合には、当事会社グループが価格等をある程度自由に左右することのある程度妨げる要因として考慮。
 - － 複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど市場規模が十分に大きくない場合、企業結合により1社となっても競争を実質的に制限することとはならない旨明示。
- ⑦問題解消措置で行動的措置が妥当な場合もあると明記（事例はスライド21参照）
 - － 問題解消措置は構造的措置が原則であるが、行動的措置が妥当な場合もある旨明示。

■ 「問題解消措置」とは？

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合においても、当事会社が**一定の適切な措置**を講じることにより、その問題を解消することができる場合がある。

問題解消措置の例

- 事業譲渡・結合関係の解消
- コストベース引取権の設定
- 輸入・参入に必要な設備等の提供
- 情報遮断措置等
- 差別取扱い等の禁止

問題解消措置

STEP
4

問題解消措置とは

① 競争の実質的制限と問題解消措置

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合でも、当事会社が一定の適切な措置を講じることによって、問題を解消できる場合があります。このような措置を「問題解消措置」といいます。

問題解消措置は、事業譲渡などに代表される、市場の構造自体を変化させる「構造的措置」が原則であり、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本です。

ただし、技術革新などにより市場構造の変動が激しい市場の場合は、一定の行動に関する措置（行動的措置）が妥当な場合もあります。例えば、独立性を確保するために行う情報遮断などの措置や、競争者に対する差別的な取扱いの禁止などがこれに当たります。

また、問題解消措置は、問題のある企業結合を実行する前に講じることが原則です。

② 問題解消措置の類型

(1) 事業譲渡等

企業結合による競争の実質的な制限という問題の解消に最も有効な措置は、独立した競争者を新たに創出し、又は既存の競争者が有効な牽制力を持てるように強化する措置です。例えば、次のような措置があります。

- ▶ 事業譲渡：当事会社グループの事業部門の全部又は一部の譲渡
- ▶ 結合関係の解消：当事会社グループと結合関係にある会社との結合関係の解消
 - 議決権保有の取止め、保有比率の引下げ
 - 役員兼任の取止め 等
- ▶ 第三者との業務提携の解消

なお、需要が減少傾向にあるなどの理由で、事業の譲渡先が容易に見つからなかったり、商品が成熟しており、研究開発や商品改良などが競争上あまり重要でないなど、特段の事情がある場合は、競争者に対する長期的供給契約の締結を問題解消措置とすることが有効な場合があります。長期的供給契約とは、競争者に対して、商品の生産費用に相当する価格での引取権を設定することをいいます。

問題
解消
措置

(2)その他

(ア)輸入・参入を促進する措置等

需要が減少傾向にあるなどの理由で、事業の譲受先が容易に見つからないなど、事業譲渡等が行えない場合には、例外的に輸入・参入の促進が問題解消措置として認められることがあります。

例えば、当事会社グループが輸入に必要な貯蔵設備や物流サービス部門などを有している場合、それらを輸入業者などに提供し、輸入を促進することで、問題を解消することができると判断される場合があります。また、当事会社が所有する特許などを、競争者や新規参入者に適正な条件で実施許諾することで、問題を解消することができると判断される場合もあります。

(イ)当事会社グループの行動に関する措置

このほか、当事会社グループの行動に関する措置が講じられることによって、問題を解消することができると判断される場合があります。

例えば、商品の生産を共同出資会社が行い、販売は出資会社が行うような企業結合の場合、出資会社相互間及び出資会社と共同出資会社間において、商品の販売に関する情報の交換を遮断したり、共同資材調達を禁止したりして、独立性を確保する措置を講じることで、問題を解消することができると判断される場合があります。また、事業に不可欠な設備の利用などについて、結合関係にない事業者への差別的な取扱いを禁止することによって、市場の閉鎖性・排他性の問題を防止できると判断される場合もあります。

③ 問題解消措置の履行確保及び監視

上記のとおり、問題解消措置は企業結合の実行前に講じられることが原則ですが、やむを得ず、企業結合の実行後に講じられる措置の場合や、企業結合後に当事会社が一定の行動をとり続ける必要がある措置の場合は、その履行の確保が重要となります。履行確保の手段の一つとして、当事会社が独立した第三者である監視受託者(モニタリングトラスティ)を選任し、問題解消措置の履行を監視させたり、公正取引委員会に報告させたりすることがあります。

公表事例において措置の実施を前提として問題なしと判断した事例はこちら

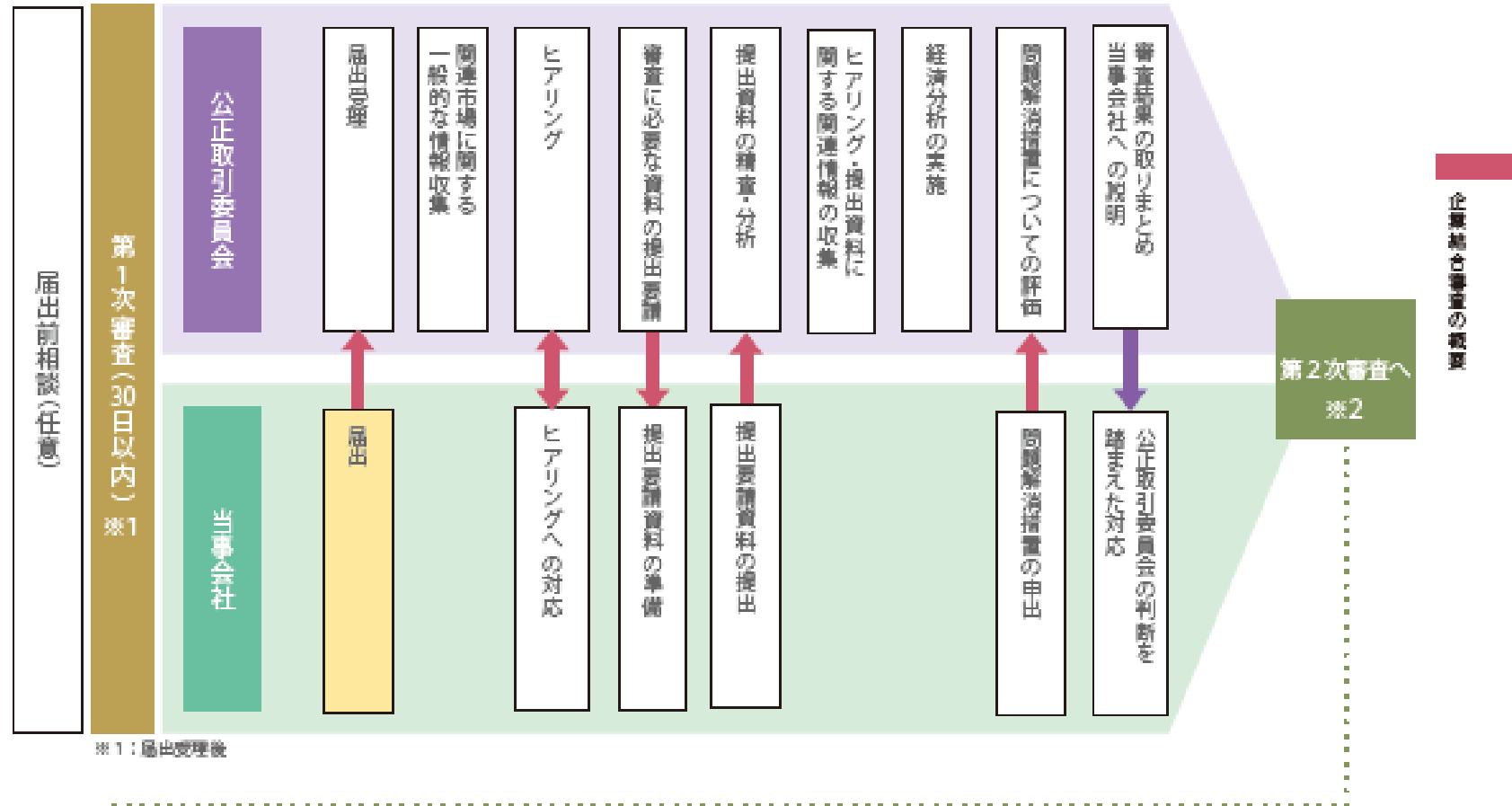


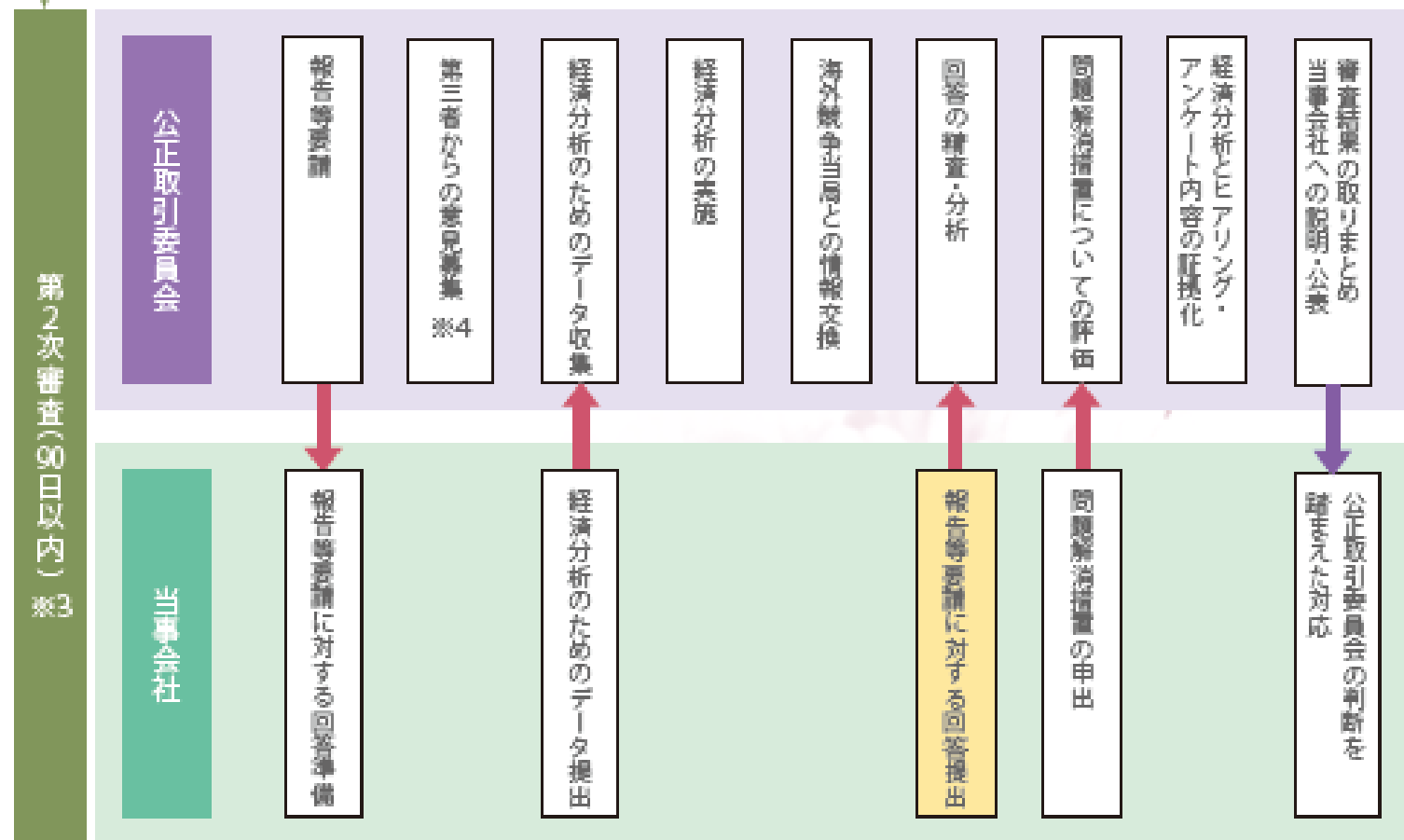
2 企業結合審査の具体的なやり取り

第1次審査・第2次審査における公正取引委員会と当事会社のやり取りの流れは下図のとおりです(実際には案件ごとに異なります。)

なお、当事会社は第1次審査の前に届出前相談を行うことができます。公正取引委員会は届出前相談があった場合、当事会社から相談対応に必要な情報を聴取するなどした上で、その時点の情報に基づき可能な範囲で説明を行っています。

また、当事会社は、適切な説明を得るために必要と思われる資料を公正取引委員会に提出することができます。





※2:ほとんどの案件は、第1次審査で終了します。

※3:報告等要請に対する全ての回答が提出されてから開始されます。

※4:企業結合計画について意見がある第三者は、報告等要請の公表後30日以内に、公正取引委員会に対して意見書を提出することができます。
また、公正取引委員会が競争者や関係者等の第三者に対して、ヒアリングやアンケートへの協力をお願いする場合があります。

主要国の処理状況（合併禁止決定等の件数）

(注1)			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
米 国	司法省反トラスト局(注2)	合併事案に係る訴訟提起の件数	15	11	9	11	8	11	10	1	0	—
	連邦取引委員会(注3)	合併事案に係る同意命令、訴訟提起及び審判開始決定の件数	21	17	17	12	17	11	18	6	6	—
EU (注4)	合併禁止決定の件数		1	2	0	3	0	0	2	1	0	0
	問題解消措置を条件に認めた件数		25	20	23	16	16	11	12	9	8	7
日 本	排除措置命令の件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	問題解消措置を条件に認めた件数		3	6	8	4	6	3	1	1	3	4 (注5)

(注1) 会計年度 米国:10月(前年)～9月 EU:1月～12月 日本:4月～3月(翌年)

(注2) 司法省反トラスト局が公表している統計資料、及びHSR法(ハート・スコット・ロディノ法)各年度年次報告を参照。

(注3) 連邦取引委員会が公表している統計資料を参照。

(注4) 欧州委員会競争総局が公表している統計資料を参照。

(注5) 令和7年11月時点。

市場シェア100%となっても企業結合を認めた事例

- ・R4年度 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが進んでおり、需要が減少傾向にあること(隣接市場又は間接的な隣接市場からの競争圧力)等を考慮して認めた。
- ・H22年度 北越紀州製紙(株)による東洋ファイバー(株)の株式取得
※市場シェアが100%となったが、類似品への切替えが着実に進行していること(隣接市場からの競争圧力)を考慮して認めた。
- ・H21年度 パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得
※3つの取引分野において市場シェアが100%となったが、問題解消措置、韓国及び中国からの輸入、ユーザーからメーカーへの価格要請の状況(需要者からの競争圧力)等をそれぞれ考慮して認めた。

海外企業との国際競争に直面している国内で寡占的な日本企業同士の企業結合事例

- ・R7年度 今治造船(株)によるジャパンマリンユナイテッド(株)の株式取得
→ 外航船(造船)
- ・R2年度 今治造船(株)及びジャパンマリンユナイテッド(株)による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等
→ 外航船(造船)
- ・H29年度 川崎汽船(株)、(株)商船三井及び日本郵船(株)による定期コンテナ船事業の統合
→ コンテナ船事業
- ・H28年度 出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得
→ 石油製品
- ・H23年度 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併
→ 鉄鋼製品
- ・H23年度 (株)ジャパニディスプレイによるソニーモバイルディスプレイ(株)、東芝モバイルディスプレイ(株)及び(株)日立ディスプレイズの株式取得
→ 液晶ディスプレイ

国境を越えた市場を画定して企業結合を認めた事例（令和2年度から令和7年11月時点）

案件		分野
1	今治造船㈱によるジャパンマリンユナイテッド㈱の株式取得（R7年度）	外航船（造船）
2	ノボホールディングス・エーエス及びキャタレント・インクの統合（R6年度）	各種CDMOサービス
3	ヒューレット・パカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合（R6年度）	データセンタースイッチ、キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイント
4	シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収（R6年度）	各種半導体設計解析ソフトウェア（半導体）及び各種光学設計用ソフトウェア
5	ANAホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得（R6年度）	日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
6	㈱大韓航空によるアジアナ航空㈱の株式取得（R5年度）	日本発着の各路線の国際航空旅客運送事業及び日本発着の各路線の国際航空貨物運送事業
7	㈱リケンと日本ピストンリング㈱による共同株式移転（R4年度）	ピストンリング（船用工業）
8	ペガサス・ホールディングス・スリー・エルエルシーによるテネコ・インクの株式取得（R4年度）	多結晶質アルミナ繊維
9	今治造船㈱及び日立造船㈱による大型船用エンジン事業に係る共同出資会社の設立（R4年度）	外航船（造船）
10	マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（R4年度）	PC向けOS提供事業
11	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得（R3年度）	各種シリコンウェーハ（半導体）
12	DIC㈱によるBASFカラー&エフェクトジャパン㈱の株式取得（R2年度）	各種顔料
13	アナログ・デバイス・インクによるマキシム・インテグレートッド・プロダクツ・インクの株式取得（R2年度）	各種汎用アナログIC（半導体）
14	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合（R2年度）	腕時計型ウェアラブル端末用OS及びスマートフォン用OS
15	今治造船㈱及びジャパンマリンユナイテッド㈱による商船の設計及び販売に係る共同出資会社の設立等（R2年度）	外航船（造船）

（注）経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第1条により特定重要物資として指定されているものに関連する分野を太字にしている。

海外からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

- ・R5年度 三井化学㈱及び旭化成㈱による不織布事業の統合
※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約45%(第1位)。このほか、シェア約25%、約20%などの事業者が国内に存在。)
⇒近年中国や韓国からの輸入が増加し、主要輸入国からの輸入通関税も廃止されていることから、輸入圧力があるとして認めた。

隣接市場からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

- ・R6年度 前田工繊㈱による三井化学産資㈱の株式取得
※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約85%(第1位)。このほか、シェア約5%の事業者2社が国内に存在。)
⇒対象商品を用いる工法の割合は大きくなく、他の工法が存在することから、間接的な隣接市場からの競争圧力があるとして認めた。

需要者からの競争圧力を勘案して企業結合を認めた事例

- ・R5年度 三菱電機㈱及び三菱重工業㈱による発電機事業の統合
※当事会社グループの合算市場シェアが高くなる(約50%(第1位)。このほか、シェア約25%、約5%などの事業者が国内に存在。)
⇒需要者である電力会社は、適正と考えられる価格水準を算出できるなど価格交渉力を有することから、需要者からの競争圧力があるとして認めた。

効率性を勘案して企業結合を認めた事例

- ・R6年度 ㈱クボタによる日本鑄鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得
※当事会社が主張した二酸化炭素排出量削減による効率性の向上について、グリーンGLに沿って検討し、効率性の3要件を満たすと認めた。

当事会社グループの経営状況を勘案して企業結合を認めた事例

- ・H30年度 ㈱USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシシステム㈱の株式取得
※当事会社グループの合算市場シェアがほぼ独占となる(約90%(第1位)。このほか、シェア約5%以下の事業者が国内に存在。)
⇒当事会社が債務超過であることなどから、近い将来市場から退出する蓋然性が高いとして認めた。

一定の取引分野の規模を勘案して企業結合を認めた事例

- ・H30年度 ㈱ふくおかフィナンシャルグループによる㈱十八銀行の株式取得
※当事会社グループ以外の競争者が実質的に存在しない離島地域が存在する。
⇒特定の経済圏における市場規模が極めて小さく、複数の事業者による競争を維持することが困難であるとして認めた。

問題解消措置を条件に企業結合を認めた事例

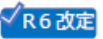
- ・R6年度 ㈱クボタによる日本鑄鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得
※当事会社グループ間において機微情報が共有されないよう、機微情報へのアクセス制限、異動制限等を講じる等の行動的措置の問題解消措置を条件に認めた。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する 独占禁止法上の考え方

<概要版>

令和 5 年 3 月策定

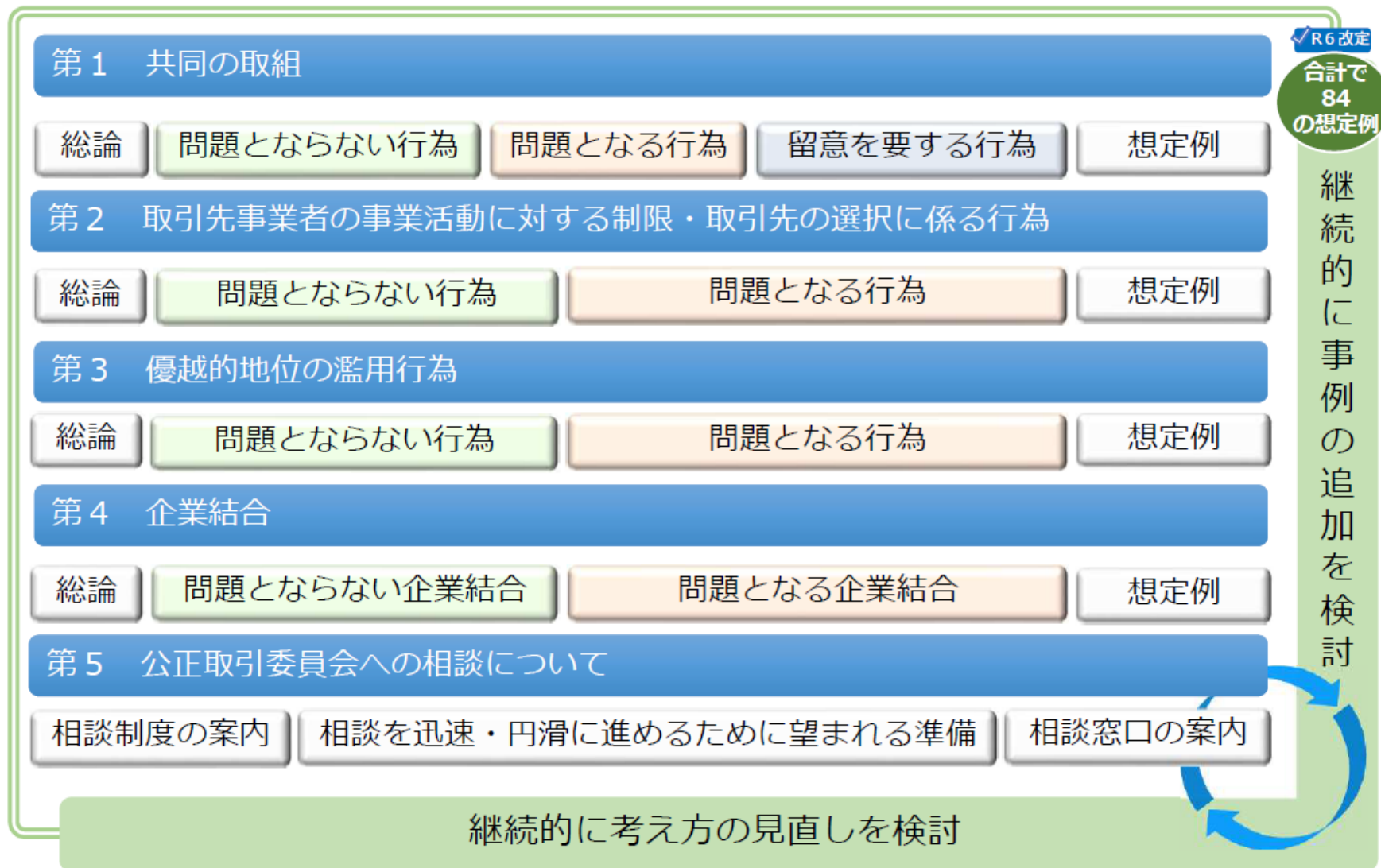
令和 6 年 4 月改定

(※改定箇所には  R6改定 と記載)

公正取引委員会

3 本考え方の構成

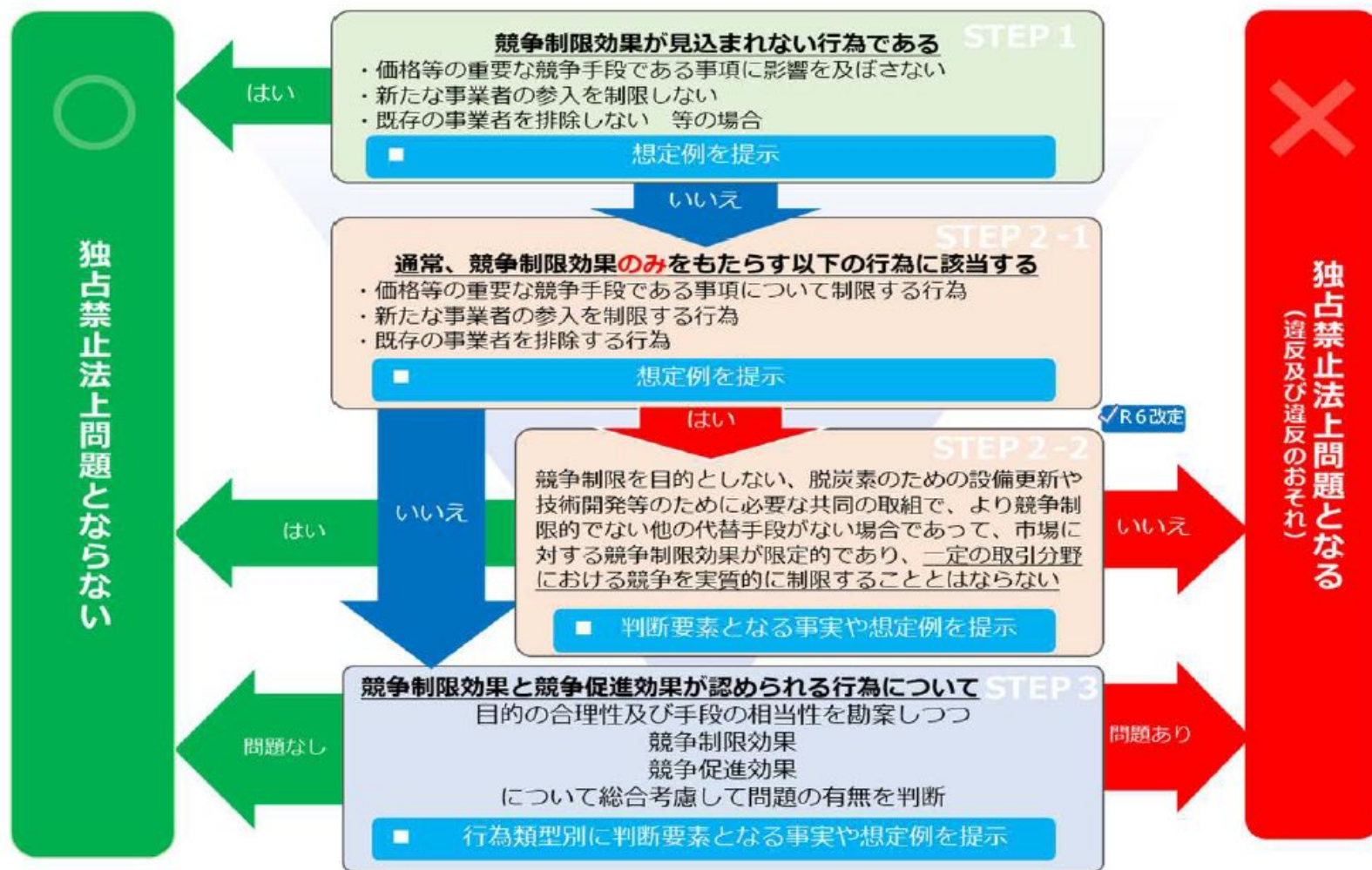
グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方



第1 共同の取組（2）

共同の取組について、独占禁止法上問題となるか否かの検討は以下の枠組みで行われる。

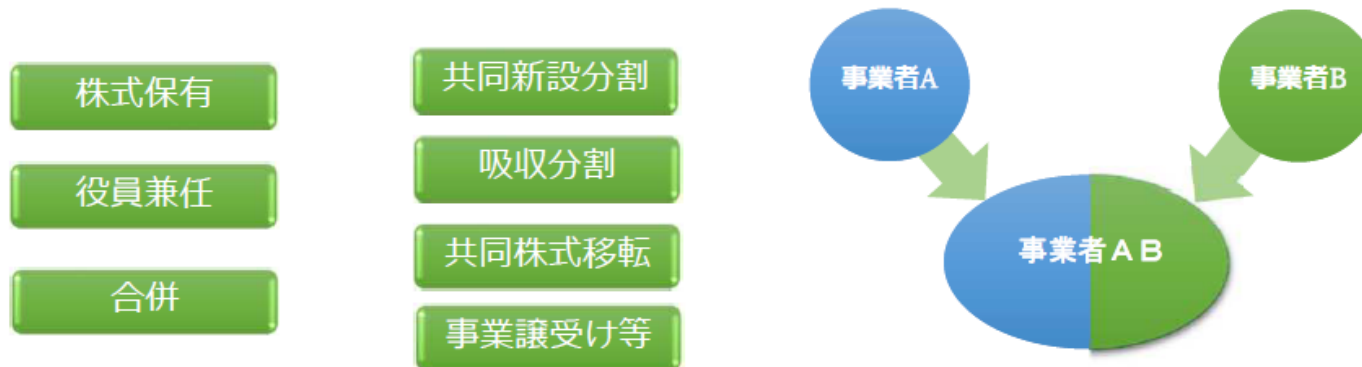
共同の取組：検討フローチャート



第4 企業結合（1）

- 事業者が、グリーン社会の実現に向けた取組の中で、研究開発能力の強化や事業活動の効率化等を目的として企業結合を行うことが考えられる。こうした企業結合は、研究開発活動を活発化させて温室効果ガス削減に貢献する新たな技術の開発等のイノベーションを引き起こしたり、温室効果ガス削減にも貢献する生産・流通の効率化を実現したりするなど、競争を促進する効果を持つ場合もあり、独占禁止法上問題とならない場合も多い。
- しかし、温室効果ガス削減に貢献する技術に関する研究開発能力の強化等の目的によるものであったとしても、企業結合が市場における競争を実質的に制限することとなる場合、①需要者の選択肢が狭まり需要者が価格上昇等の不利益を被るだけでなく、②需要に適切に対応しようとする当事会社のインセンティブが失われ、その結果当事会社が更に成長する機会を逸することとなり、ひいては経済の活性化を妨げることとなるほか、温室効果ガスの排出量を削減する新たな技術の開発や実装がかえって阻害されることも起こり得る。
- こうした観点から、独占禁止法は、市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し、公正取引委員会は、独占禁止法の規定に従って、企業結合審査を行っている。

※「企業結合」とは、
会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）の取得若しくは所有（以下「保有」という。）（独占禁止法第10条）、役員兼任（第13条）、会社以外の者の株式の保有（第14条）又は会社の合併（第15条）、共同新設分割若しくは吸収分割（第15条の2）、共同株式移転（第15条の3）若しくは事業譲受け等（第16条）のことをいう。



第4 企業結合（２）：一定の取引分野

一定の取引分野

- 企業結合審査では、まず、需要者がどの範囲の供給者から商品又は役務（以下両者を併せて「商品」という。）を調達できるかという観点から一定の取引分野（市場）の範囲を画定した上で、計画された企業結合によって競争が実質的に制限されることとなるか否か、つまり、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうかという観点から 独占禁止法上問題となるか否かが検討される。
- 一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲（「商品範囲」と「地理的範囲」）を示すものである。
- 一定の取引分野は、取引実態に応じ、ある商品の範囲（又は地理的範囲等）について成立すると同時に、それより広い（又は狭い）商品の範囲（又は地理的範囲等）についても成立するというように、重層的に成立することがある。 ✓ R6 改定
- なお、このような場合において、新規商品の市場と既存商品の市場が隣接市場として相互にある程度競争上の影響を及ぼし得ることがある。そのため、既存商品について、新規商品の市場における競争を促進する要素として評価できることや、新規商品について、既存商品の市場における競争を促進する要素として評価できることがある。

想定例74 動力源の異なる商品の市場画定

商品Aには化石燃料を動力源とするタイプの商品A 1と電気を動力源とするタイプの商品A 2がある。電気を動力源とする商品A 2は、長期的に利用した場合の総コストが低く抑えられ、環境負荷が低いという特徴がある一方、種類によっては化石燃料を利用することも可能である。このような事情を踏まえると、商品A 1と商品A 2を代替的に選択する需要者の存在は否定できないものの、昨今の環境意識の高まりなどから両者を代替的とは認識しない需要者が一定程度存在すると考えられることから、商品A 1と商品A 2との間の需要の代替性は限定的と認められる。また、商品A 1と商品A 2とでは、製造に要する技術やノウハウ等が異なり、一方の製造から他方の製造へ容易に転換できるとは認められないため、両者の間に供給の代替性も認められない。こうした状況を踏まえ、商品範囲を「商品A 1」と「商品A 2」で別個に画定した。

想定例75 発電事業全体と再生可能エネルギー発電事業の重層的な市場画定

発電事業を行う会社Xは、再生可能エネルギー発電事業を強化するため、同事業分野で実績のある会社Yの株式を取得することとした。発電された電力は発電方法の違いにより品質等に差が生じるものではないが、再生可能エネルギーを用いて発電した電力を特に求める最終需要者が出現しており、発電事業の直接の需要者である小売電気事業者においても、そのような最終需要者をターゲットとして再生可能エネルギーを用いて発電した電力を販売する者が現れており、そうした事業者は再生可能エネルギーを指定して調達を行っている。こうした最終需要者をターゲットにした電力供給を行おうと考える小売電気事業者にとっては、火力を中心とした化石燃料を用いて発電した電力は、再生可能エネルギーを用いて発電した電力の代替とはなり得ないと考えられる。このような再生可能エネルギーに対する需要者の考え方の変化等があることに鑑みれば、需要者にとって、発電事業と再生可能エネルギー発電事業との間における需要の代替性は限定的になりつつあり、発電事業のうち、再生可能エネルギー発電事業を特に区別し、商品範囲を「発電事業全体」と「再生可能エネルギー発電事業」で重層的に画定した。

第4 企業結合（3）：水平型企業結合による競争の実質的制限①

独占禁止法上問題とならない行為

想定例76 市場に有力な競争者が存在する水平型企業結合

商品Aの製造販売を行う会社Xは、温室効果ガス削減に向けた取組を進めるために巨額の研究開発投資が必要となることから、研究開発に向けた投資能力や技術力を強化することを目的として、同じ商品Aの製造販売を行う競争者である会社Yの全株式を取得し、買収することとした。商品Aは類似の商品は存在せず、需要の代替性及び供給の代替性の観点から一定の取引分野を構成する。商品Aの市場シェアはXが25%、Yが15%であり、本件企業結合は水平型企業結合のセーフハーバー基準は満たさないものの、商品Aの製造販売業者としては、X及びYのほかに市場シェアが両社よりも大きい競争者が複数存在し、いずれも商品Aの製造設備や原材料に余裕があり、十分な供給余力を有している。商品Aは需要者のニーズを踏まえたカスタマイズを行った上で販売されており、競争者の価格設定等の行動を予測することは難しい状況にある。

【解説】本件企業結合はセーフハーバー基準を満たさないものの、当事会社より市場シェアの大きな競争者が複数存在し、当該複数社が十分な供給余力を有していることを考えれば、単独行動により競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。また、競争者の行動を予測することが難しい市場実態を踏まえると、協調的行動により競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

想定例77 研究開発活動を行う共同出資会社の設立による水平型企業結合

商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、商品Aの製造過程において排出される温室効果ガス削減に向けて、それぞれ活発に研究開発活動を行ってきた。自社のカーボンニュートラルを達成するため、今後も研究開発活動を継続し、技術革新をもたらすことが必須であるが、X及びYにおいては、研究開発活動のためのコストや事業活動上のリスクが増大している。そこで、X及びYは、両社が出資して、商品Aの製造過程において排出される温室効果ガスの削減技術の研究開発を専門に行う共同出資会社を設立することとした。ただし、商品Aの製造及び販売は別々に行う。また、商品Aの市場シェアはXが30%、Yが20%であり、本件企業結合はセーフハーバー基準を満たさないものの、商品Aの製造販売を行う会社としては、X及びY以外にも複数の有力な競争者が存在し、各社は活発に研究開発を行うとともに、製造販売の段階では激しく競争している。

【解説】本件のような共同出資会社の設立は、出資会社間の間接的な企業結合関係を生じさせる場合があり、当事会社間の取引関係、業務提携その他の契約等の関係を考慮して企業結合審査の対象となる企業結合であるか否かを判断する。本件においてX及びYと共同出資会社間に結合関係が生じ、共同出資会社を通じて出資会社相互間（X及びY相互間）に商品Aの製造販売について協調関係が生じる場合、本件の水平型企業結合はセーフハーバー基準を満たさないものの、有力な競争者が複数存在し、各社による研究開発も活発に行われている状況から、単独行動による競争の実質的制限の問題は生じないと考えられる。また、商品Aの製造販売に関して激しい競争が行われている市場実態を踏まえると、協調的行動による競争の実質的制限の問題も生じないと考えられる。

第4 企業結合（4）：水平型企業結合による競争の実質的制限②

独占禁止法上問題とならない行為

想定例78 隣接市場からの競争圧力により問題がないと判断される水平型企業結合

✓R6改定

商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、商品Aと類似の効用を持ち、製造過程において排出される温室効果ガスが大幅に削減できる商品Bの製造を開始することを検討していた。商品Bの生産を開始するためには巨額の設備投資が必要となることから、X及びYは投資能力の強化や事業の効率化を目的として合併をすることとした。商品Aの市場シェアはXが60%、Yが40%であり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは100%となる。一方で、商品Bの製造販売業者としては、X及びY以外の有力な事業者が複数存在し、いずれも商品Bの製造設備や原材料に余裕があり、十分な供給余力を有している。また、需要者は商品Aから商品Bへの切替えを進めており、商品Aの需要は減退傾向にある。そのため、商品Aの市場には隣接市場である商品Bの市場からの競争圧力が強く働いていることが認められる。また、商品Aの需要者間の競争は活発であり、過去の価格交渉の状況によれば、需要者からX及びYに対する価格低減要請は厳しく、需要者からの競争圧力が認められる。

【解説】本件企業結合の結果、当事会社の商品Aの市場シェアは100%となるものの、隣接市場である商品Bの市場には有力な事業者が複数存在し、これらの事業者が十分な供給余力を有していることや、需要が商品Aから商品Bに移行していることを考えれば、隣接市場からの競争圧力が強く働いていることが認められる。また、需要者からの競争圧力も認められることを踏まえれば、本件企業結合により競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第4 企業結合（5）：水平型企業結合による競争の実質的制限③

独占禁止法上問題となる行為

想定例79 特定の商品市場において独占に近い状況を生じさせる水平型企業結合

商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、新しい環境規制に対応した新商品Aの製造過程において排出される温室効果ガスの更なる削減に向けて、それぞれ活発に研究開発活動を行ってきた。今後、商品Aの需要が拡大することが予測されるところ、X及びYは、商品Aの製造販売に係る競争の激化を避け、研究開発活動に係るコストの増大を抑えるため、合併を行うこととした。

当該合併により、商品Aの製造販売を行う会社は当事会社のほか1社のみとなり、当該会社はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい。

また、商品Aの製造販売を開始するためには高い技術力が必要であり新規参入は困難な状況である。

さらに、商品Aの代替となり得る商品はほかになく、海外での製造販売もないため、隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できない状況にある。

【解説】本件企業結合により、商品Aの市場におけるX及びYの地位は高くなり、競争者はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい1社のみとなるため、競争者からの競争圧力は限定的な状況となる。隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できないとすると、単独行動又は競争者と協調的行動を採ることにより競争を実質的に制限することとなる。

✓ R6改定

なお、商品Aと類似の効用を持ち、その代替となり得る商品の開発が進んでいるなど、近い将来に確実に生じる隣接市場からの競争圧力が認められる場合や、規制・制度等の変更が予定されており、中長期的にみて市場構造が変化し、需要者の考え方や消費者の選好の変化による需要の縮小が確実に見込まれ、隣接市場や需要者からの競争圧力が認められる場合など、異なる状況や追加的事情が認められる場合には、競争を実質的に制限することとはならない可能性がある。

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集

経済安全保障に関連する想定事例として、経済産業省及び国土交通省から提示された15の事例について、提示された内容を前提に、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示すものである。

ただし、最終的な独占禁止法上の問題の有無については、個別具体的な事案ごとに評価されることに留意する必要がある。また、海外競争法や他の規律についても留意する必要がある。

なお、独占禁止法の基本的な考え方については、「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」を参照。

令和7年11月20日

公正取引委員会・経済産業省・国土交通省

目次

1. 背景

- ・第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議 . . . P3
- ・想定される企業間連携 . . . P4

2. 想定事例

情報交換	・業務提携・買収提案に関する情報交換（事例①） P7,8 ex. 電子機器や高機能素材等 ・流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換（事例②） P9,10 ex. 電子機器や高機能素材等 ・アンチダンピング申請に関する情報交換（事例③） P11,12 ex. 金属 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例④） P13,14 ex. 自動車内燃機関部品 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例⑤） P15,16 ex. 素材産業等	企業結合	・寡占市場における企業結合（事例⑨）※事例①⑥⑦の発展事例 P27,28 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・市場が縮小する事業に関する統廃合（事例⑩）※事例⑤の発展事例 . . . P29,30 ex. 素材産業等 ・過剰供給市場におけるポートフォリオ調整（事例⑪） P31,32 ex. 素材産業等 ・事業の安定性・持続性を考慮した業界再編（事例⑫） P33,34 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・競争力を維持・確保するための統合・合併（事例⑬） P35,36 ex. 造船・舶用工業 ・国内で寡占的な複数事業者の統合・合併（事例⑭） P37,38 ex. 造船・舶用工業
共同行為	・重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達（事例⑥） P19,20 ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・供給が限られる製品等の川下市場への配分（事例⑦） P21,22 ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・競争力を維持・確保するための共同行為（事例⑧） P23,24 ex. 造船・舶用工業	その他	・他社との共同研究開発の制限（事例⑮） P41,42

3. 参考資料

. . . P43

経済安全保障を推進するに当たっての独占禁止法の論点

(第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議(2025年4月15日))

- 安全保障環境が複雑化する中で、日本企業は以下のようなリスクに直面しており、我が国の自律性、不可欠性を喪失するリスクがある。
 - (1) 国家紛争・自然災害・疫病等による重要物資の供給途絶
 - (2) 供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、また、その結果としての技術移転強要
 - (3) 他国企業の高度技術獲得、さらに大規模な国家補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化
- これらの脅威・リスクに対応するためには、中長期かつ大規模な投資が必要になるとともに、サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要になっている。
 - (例) ①日系下位企業への海外企業からの買収提案を通じた情報漏洩の防止や国内での企業再編
 - ②競合他社間や垂直的取引の相手方等、企業が属するサプライチェーンでの情報交換や共同行為を通じた技術管理
 - ③海外依存度が高い原材料の安定的な調達のための企業間での連携(情報交換、共同調達)
- 一方で、産業界からは以下のような声もある。
 - ①外国の過剰供給やサプライチェーンの独占化が懸念されている中で、国内企業がこれに対抗すべく、中長期かつ大規模な投資を行うための企業統合を行う必要性が高まっているにも関わらず、企業結合規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業において企業結合のオプションが検討の俎上に上りづらい
 - ②企業間で交換する情報の内容によってはカルテル違反のおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話を躊躇してしまう
- 市場における事業者間の公正かつ自由な競争を維持し、一般消費者の利益を確保することは重要。経済安全保障を推進する観点からは、外国の過剰供給や優位性技術の流出によって、日本企業のグローバルな競争優位性が失われることを防止するのも重要であり、事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独禁法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要ではないか。

想定される企業間連携

- 我が国が技術優位性を持つ領域（電子機器、高機能素材等）について、技術流出の防止や国際競争力の向上のために必要な企業間連携
- 海外依存度の高い原材料（重要鉱物等）について、安定的な供給確保に必要な企業間連携
- 国内事業者の撤退や人手不足等により、海外への発注割合が上昇している産業（造船・舶用）について、国内のサプライチェーンの維持に必要な企業間連携

経済安全保障上重要な物資・技術 (経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプランにもとづく例)

分野	産業・技術	①破壊的技術革新が進む領域 (技術優位性の創出)		②我が国が技術優位性を持つ領域 (機微技術の流出・拡散防止)		③ 対外依存の領域 (強制的依存構造の防止・修正)	
		量子コンピュータ	AI	組込みソフトウェア・システム		クラウド	
コンピュータ	計算資源ソフトウェア						
	基盤技術レイヤー	先端・次世代半導体	先端後工程	高性能パワー半導体	高性能な電子部品	一般的な電子部品	一般的なレガシー半導体
	製造SCLレイヤー	光電融合	PFAS代替	マイコン	半導体製造装置・部材		
クリーンテック	その他			光ファイバー	海底ケーブル	複合機	PC・スマホ・タブレット
	くらし分野	全固体電池	固体電解質	液体リチウム電池(三元系)	正負極バインダー	液体リチウム電池(LFP)	重要鉱物 (エネルギー転換に不可欠な銅・コバルト、ニッケル、リチウム、ニッケル、コバルト、黒鉛、等)
	エネルギー分野	次世代型太陽電池(ペロブスカイト)	フュージョンエネルギー(部材等)	ヨウ素	封止技術	原子力機器・部材等製造技術(重要機器・部品)	
バイオテック	産業分野	水素還元製鉄技術					
	バイオものづくり	大量培養・発酵生産技術	微生物・細胞設計プラットフォーム	分析装置	分離・精製技術(分選選別)		
	医療機器	SaMD等のデジタル領域	血管内治療	CT/MR/内視鏡	検査機器	人工呼吸器	基礎的医療機器(ペースメーカー等)
3分野以外	医薬品	遺伝子編集・合成		細胞治療薬の製造(PS細胞等)		後発医薬品製造・原料(抗がん剤等)	
	防衛・宇宙	防衛・宇宙分野の先端技術・重要機器・部品等		航空機部材等(エンジン・機体)	人工衛星・ロケット	航空機部材等(大型設備・構造)	人工衛星・ロケット
	基盤技術等			工作機械・産業用ロボット	産業用データ	水素貯蔵	

(出所)

左図：経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン再改訂（5月30日）7ページ図表7（経済産業省）
右図：サプライチェーン強靱化の取組（重要物資の安定的な供給の確保に関する制度）の認定実績（2025年10月29日時点）（内閣府）
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

経済安全保障推進法における特定重要物資

抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料（農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品（国交）（10件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ツナー ・プロペラ
半導体（経産）（26件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部材含む） ・半導体部材（部材含む） ・半導体原料（シリコン、ヘリウム、希ガス、亜鉛等）	蓄電池（経産）（35件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部材	航空機の部品（経産）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鋳造品 ・鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・スポンジタン
永久磁石（経産）（5件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアース磁石	先端電子部品（経産）（4件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部材含む） ・電子部品部材（部材含む）	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト）
重要鉱物（経産）（6件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・タンタル	可燃性天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

The background features abstract geometric shapes in various shades of blue and white. A large, light blue, curved shape is positioned in the upper right. A dark blue, curved shape is in the lower right. A white, curved shape is in the upper left. The overall design is modern and minimalist.

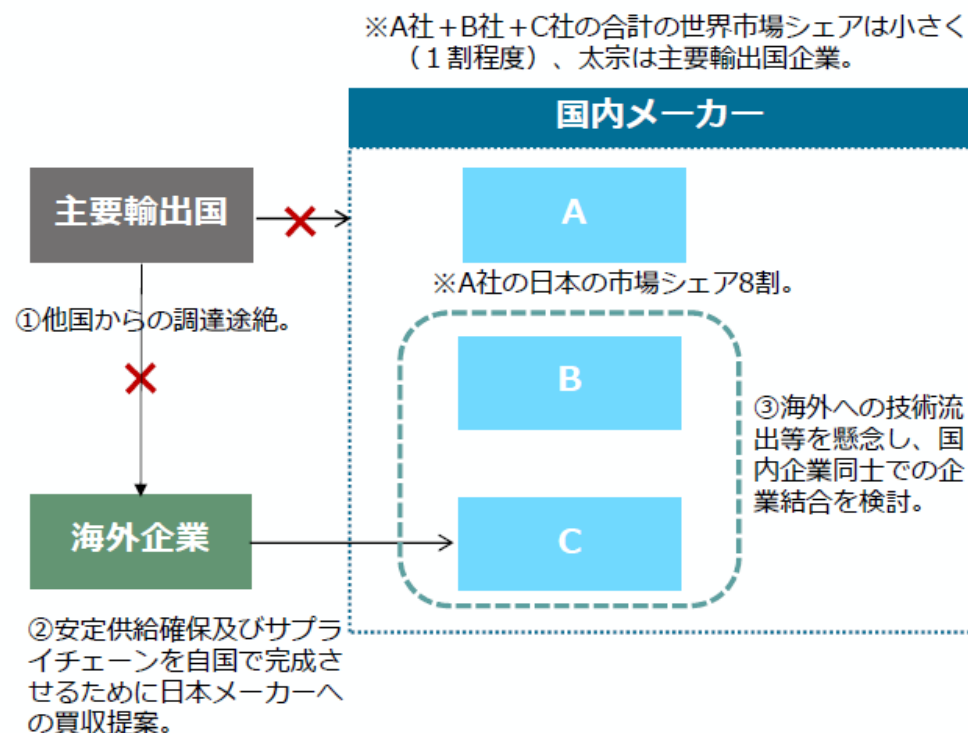
企業結合に関する想定事例

(事例⑨) 寡占市場における企業結合

事例①、⑥、⑦の発展事例



- 経済安全保障上重要な物資を製造する国内企業数が限定的であるところ、海外企業からの買収提案がなされた場合に、我が国の自律性・不可欠性を保持するため、国内企業間で企業結合する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：我が国メーカーの優位技術流出・国内生産基盤毀損を防ぐ必要がある。



想定業種・製品

あらゆる新エネルギー関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品

論点

- ・ 実際に企業結合する際にどのような独占禁止法上の論点があるか。

事例⑨ 寡占市場における企業結合

経済安全保障上、有用な物資を製造する国内企業数が限定的であるところ、海外企業からの買収提案がなされた場合に、我が国の自律性・不可欠性を保持するため、国内企業間で企業結合を行う事例

- ◆ 国内企業3社の世界市場シェアは1割程度で、世界市場シェアの太宗は主要輸出国企業
- ◆ 国内企業A社の国内市場シェアが8割、残るB社とC社が企業結合



＜独占禁止法上の考え方＞

- 世界全体で地理的範囲が画定される場合は、当事会社を含む国内企業3社の世界市場シェア合計が1割程度という状況を踏まえると、セーフハーバー基準に該当する。
- 国内で地理的範囲が画定される場合でも、当事会社の国内市場シェア合計が2割以下という状況を踏まえると、セーフハーバー基準に該当する可能性がある。セーフハーバー基準に該当しない場合でも、セーフハーバー基準を僅かに上回る程度であり、国内企業からの競争圧力も十分に働くと認められることから、競争に与える影響は大きくないと評価できるため、通常、独占禁止法上問題とならない。

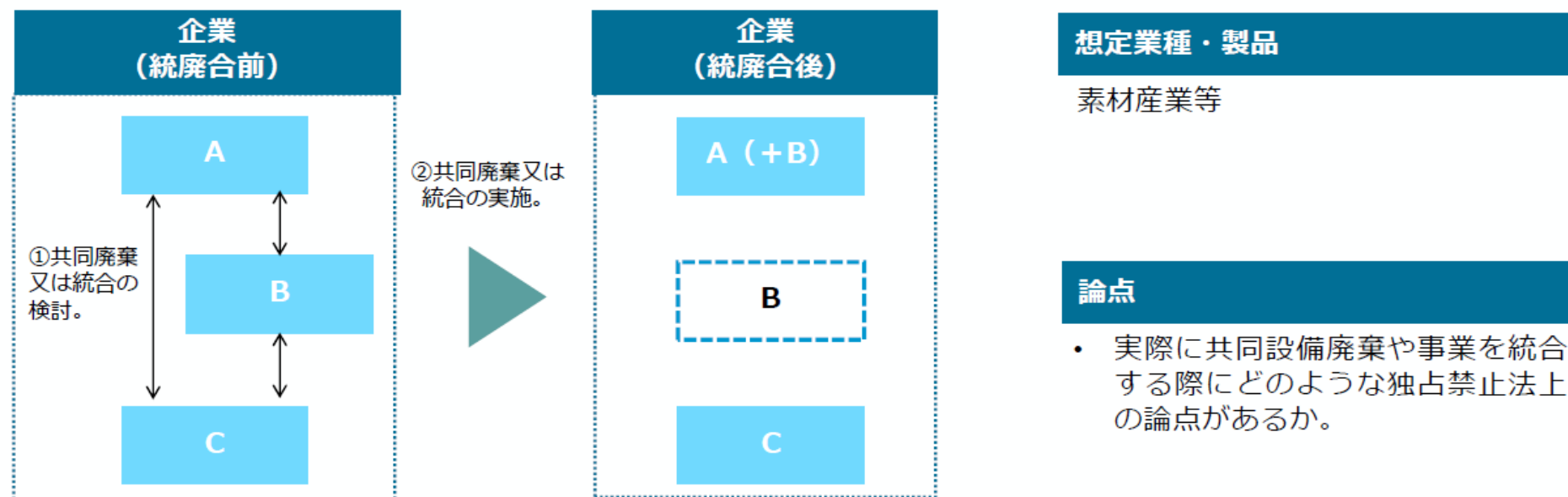
【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑩) 市場が縮小する事業に関する統廃合

事例⑤の発展事例



- 将来的に需要減少が想定されている事業分野において、需給の均衡がとれている現段階において、企業間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合を行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：将来的に需要減少が想定されている事業分野においては、海外企業による競争圧力に対抗し、国内産業基盤を維持することが重要であり、国内企業間でプラント等の共同廃棄又は統合を行うための情報を交換する必要がある。



事例⑩ 市場が縮小する事業に関する統廃合

将来的な需要減少が想定されている事業分野について、需給の均衡が取れている現段階において、国内企業間で将来の需要予測・供給予測に基づいたプラント等の共同廃棄又は統合を行う事例



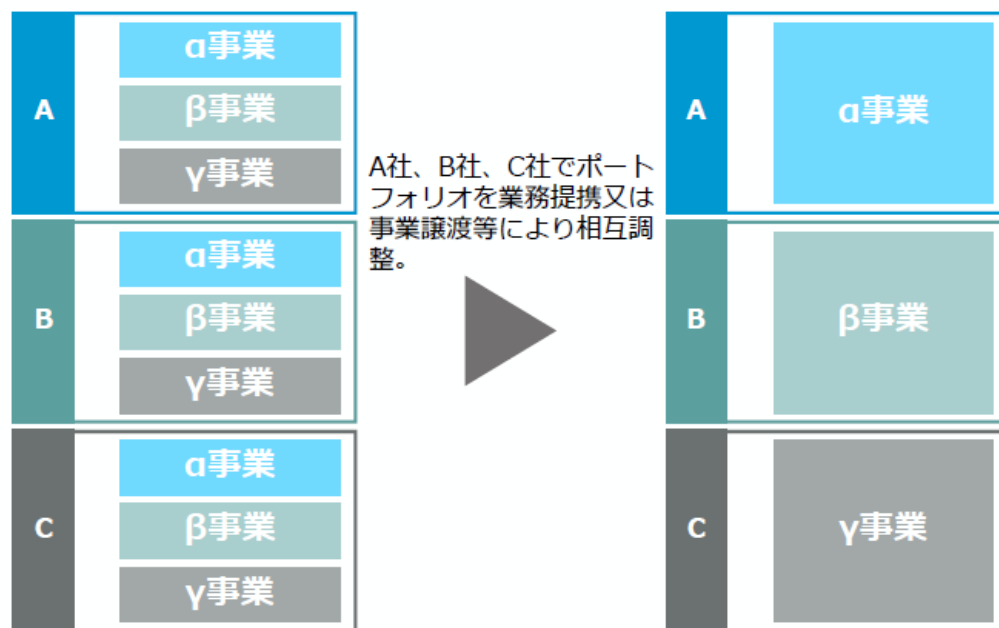
＜独占禁止法上の考え方＞

- 海外企業の競争圧力に対抗しなければならないほど海外製品が販売されているという状況を踏まえると、輸入圧力が働く場合が多く、当該輸入圧力が十分大きいと認められる場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 輸入圧力が働くことのみで独占禁止法上問題とならないと判断できないとしても、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑪) 過剰供給市場におけるポートフォリオ調整

- 海外企業が過剰供給によって廉価製品を販売することで市場シェアを伸ばしていく中で、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で業務提携又は事業譲渡等により、ポートフォリオを相互調整する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：ポートフォリオを相互調整することで生産効率を向上させ、国内企業の競争力を維持・確保することが必要である。



想定業種・製品

素材産業等

論点

- ・ 企業間でポートフォリオを調整することが独占禁止法上問題となるか。

事例⑪ 過剰供給市場におけるポートフォリオ調整



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

海外企業が過剰供給によって廉価製品を販売することで市場シェアを伸ばしていく中で、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で業務提携又は事業譲渡等により、ポートフォリオの相互調整(事業・製品単位で、ある企業から切り離した事業・製品を他社に統合するといった取組)を行う事例



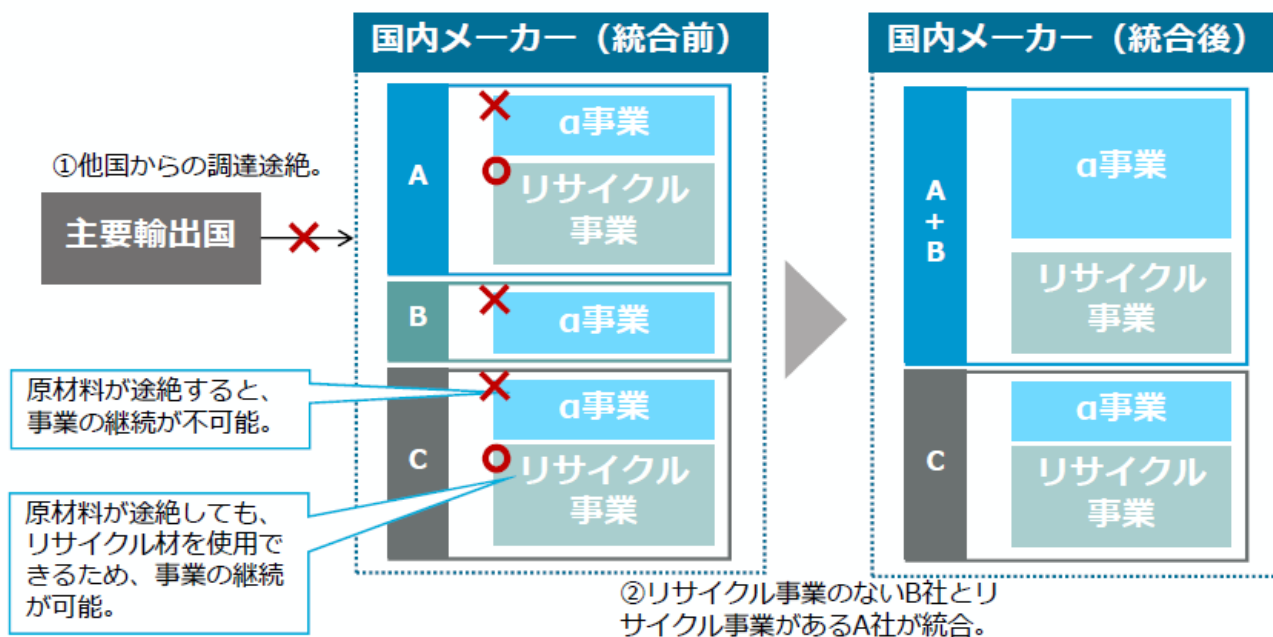
＜独占禁止法上の考え方＞

- 海外企業の競争圧力に対抗しなければならないほど海外製品が販売されているという状況を踏まえると、輸入圧力が働く場合が多く、当該輸入圧力が十分大きいと認められる場合は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 輸入圧力が働くことのみで独占禁止法上問題とならないと判断できないとしても、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑫) 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編

- 事業に不可欠な重要原材料につき、国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより調達途絶リスクに接した場合に当該原材料を使用し、製品Xを製造するα事業だけを行う企業が、α事業に加え、当該原材料の代替となるリサイクル材を使用し、製品Xを製造するリサイクル事業を有する競合他社と統合する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：リサイクル事業を有さない企業は、調達途絶によりα事業の継続ができなくなるため、調達途絶下における供給継続のためにはリサイクル事業を有する企業と統合する必要がある。



想定業種・製品

あらゆる新エネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品

論点

- ・ 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編が独占禁止法上問題となるか。

事例⑫ 事業の安定性・持続性を考慮した業界再編

事業に不可欠な重要原材料について、国際情勢の著しい変化等の外的ショックによる調達途絶が顕在化した状況において、当該原材料を使用した製品Xの製造事業を有する国内企業が、製品Xの①製造事業及び②リサイクル事業の双方を有する国内競合他社と企業結合を行う事例

- ◆ リサイクル事業を有する企業とリサイクル事業を有さない企業との企業結合
- ◆ 重要原材料の調達途絶が発生すると、製造事業の継続は不可能となる一方、リサイクル事業の継続は可能



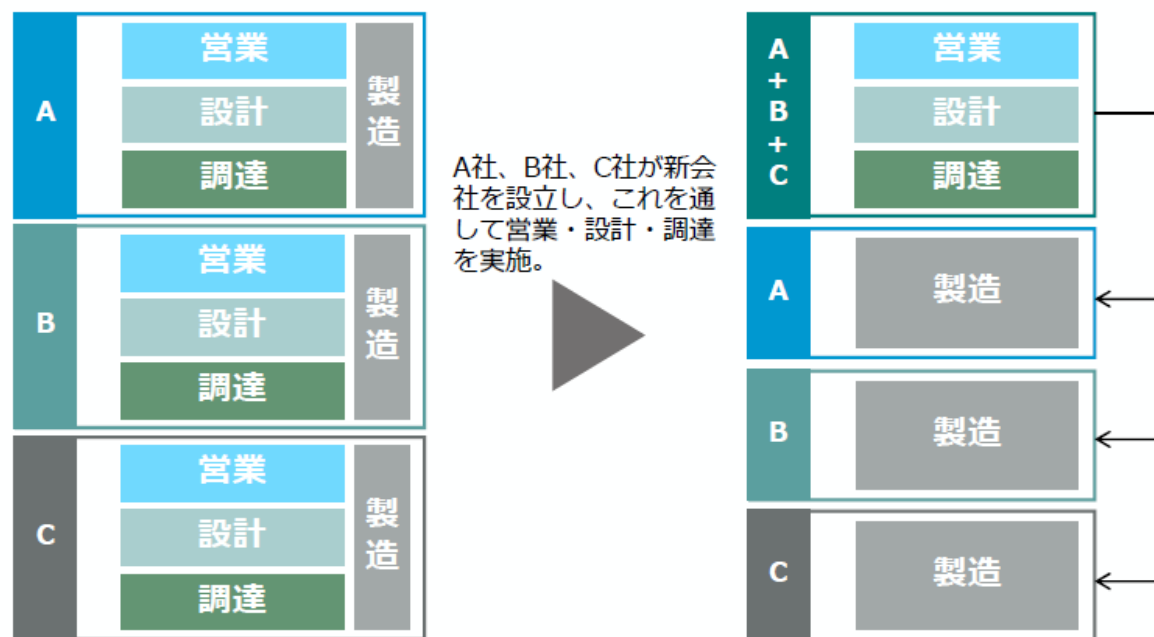
<独占禁止法上の考え方>

- 調達途絶の影響により、企業結合がなければ近い将来に市場から退出する蓋然性が高いことが明らかであり、競争を実質的に制限することとなるおそれが小さいと評価できる(いわゆる破綻企業の考え方が適用される)可能性がある。
- 破綻企業の考え方が適用される状況ではないとしても、当事会社の事業能力が弱いと認められるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③需要者からの競争圧力、④輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑬) 競争力を維持・確保するための統合・合併

- グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で新たに設立する会社が一括して営業・設計・調達等を行うとともに、各社がその製品の製造を分担して行う事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：新たに設立する会社を通じた効率的な営業・設計・調達等を行うことで生産効率を向上させ、国内企業の競争力を維持・確保することが必要である。



想定業種・製品

造船・舶用工業

論点

- 営業・設計・調達等を一括して行うための新会社を設立することが独占禁止法上問題となるか。

事例⑬ 競争力を維持・確保するための統合・合併

グローバル市場における競争状況の中、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内企業間で新たに設立する会社が一括して製品の営業・設計・調達を行うとともに、各社が分担して製品の製造を行う事例



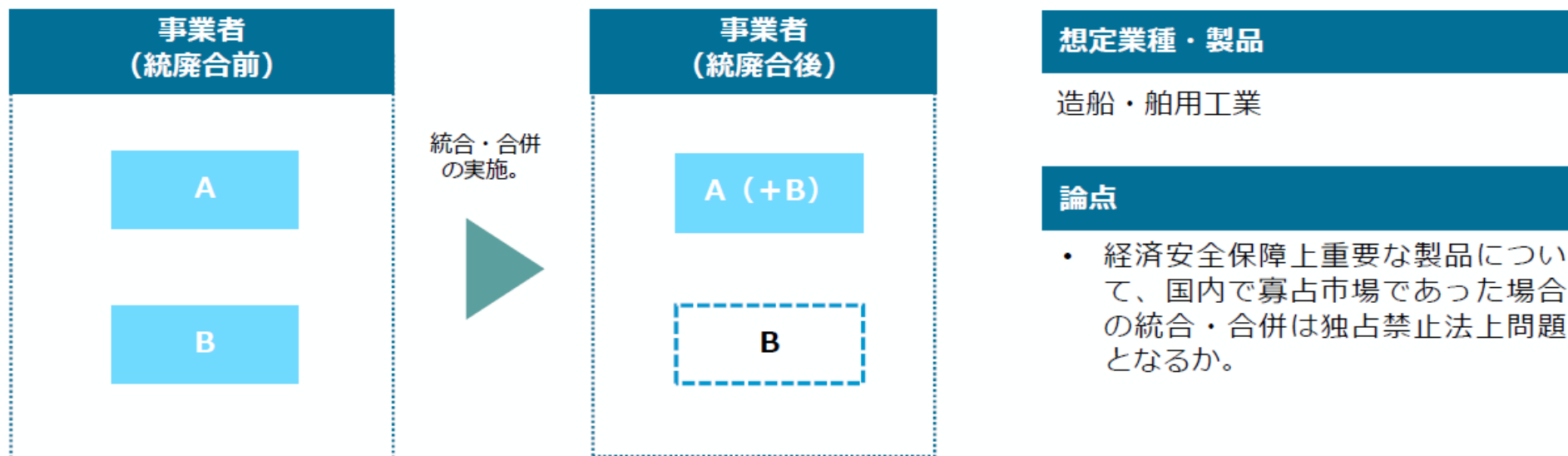
<独占禁止法上の考え方>

- 造船業(外航船)については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 船用工業については、国境を越えて地理的範囲が画定され海外に有力な競争者が存在するなど競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。国内で地理的範囲が画定される場合には、供給先である造船市場における競争が活発であることから、需要者(造船会社)からの競争圧力が働くと考えられるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

(事例⑭) 国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

- グローバル市場における競争に晒される中、国内企業個社では、生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にあるA社とB社が統合・合併する事例。
- ✓ **経済安全保障上の観点**：経済安全保障上重要な製品に関する研究開発・製造能力を失い、海外に依存することは経済安全保障上のみならず競争力確保の観点からも避けるべきであり、国内企業の統合・合併により維持することが望ましい。



事例⑭ 国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

グローバル市場における競争状況の中、国内企業が単独では生産効率の維持等の対応ができない状況において、国内で寡占状態にある2社が企業結合を行う事例



<独占禁止法上の考え方>

- 造船業(外航船)については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。
- 船用工業については、国境を越えて地理的範囲が画定され海外に有力な競争者が存在するなど競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。国内で地理的範囲が画定される場合には、供給先である造船市場における競争が活発であることから、需要者(造船会社)からの競争圧力が働くと考えられるほか、①当事会社の地位及び競争者の状況、②隣接市場からの競争圧力、③輸入圧力などを総合的に勘案し、競争の実質的制限とならないと評価できる場合、独占禁止法上問題とならない。

【参考】「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4

ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 向 宣明
(独占禁止法プラクティスグループ・リーダー)

ニューヨーク州弁護士登録
一橋大学大学院法学研究科客員教授 (独占禁止法)
立命館大学法科大学院講師 (独占禁止法)
競争法フォーラム常務理事・事務局長

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081

桃尾・松尾・難波法律事務所

独占禁止法プラクティスグループ

独占禁止法、取適法、フリーランス法、スマホソフトウェア競争促進法、景表法等に関する以下の各種業務を取り扱っております。

- ・ 国内外の違反被疑事実に関する社内調査対応、当局による違反事件調査対応
- ・ 独禁法関連訴訟(クラスアクション、差止訴訟、損害賠償請求訴訟等)
- ・ 企業結合規制手続対応
- ・ M&A・業務提携等に関する分析検討
- ・ 契約審査(流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、契約締結・履行等に際しての分析検討、取適法・フリーランス法に則した審査等)
- ・ 広告審査
- ・ 他事業者による違反事案対応(公正取引委員会に対する申告、通告・民事提訴)
- ・ 他事業者からの違反通告事案対応
- ・ 有事対応に関する事後検証(再発防止策、役員責任等)
- ・ コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- ・ 適時開示対応



向 宣明

MUKAI, Nobuaki
Partner

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／25年5月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会会長



高石 直樹

TAKAISHI, Naoki
Partner

民間企業（生命保険会社）勤務後、2004年裁判官に任官し2016年に退官。この間、地方・家庭裁判所で民事・行政事件を中心として家事・刑事事件も担当した。裁判官時代には事件部以外に民間企業長期研修（大手流通系企業法務部に在籍）、最高裁判所司法研修所（裁判官研修担当）での勤務や米国ミシガン州の裁判所で在外研究も行う。2016年の弁護士登録後は、専門的・複雑困難な訴訟・紛争の解決（商事取引・独占禁止法関連・金融保険・不動産等）を得意分野としつつ、労働・独占禁止法関連・コンプライアンス・危機管理・不正調査等に関しても数多くの経験を有している。日本弁護士連合会・裁判迅速化法問題対策委員会委員、第一東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会委員、東京地方裁判所・東京三会・民事訴訟の運営に関する懇談会メンバー



森口 倫

MORIGUCHI, Rin
Partner

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官 第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副部長、同金融商品取引法研究部会副部長



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo
Partner

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi
Partner

98年4月～05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他） 競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的財産法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスをを行っている。



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki
Advisor

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務総局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



田中 翔

TANAKA, Sho
Partner

競争法フォーラム事務局幹事 国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako
Counsel

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。 国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki
Associate

競争法フォーラム会員 外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合その他の独禁法違反事件対応に従事。米国においても米国独禁法違反刑事事件に対応した経験を有する。日常的に独禁法、下請法、景表法に関する助言を行っているほか、労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案においても助言を行っている。



玉崎 駿

TAMAZAKI, Shun
Associate

競争法フォーラム会員 弁護士登録以降、カルテル・談合その他の独禁法違反事件並びに下請法事件対応に従事。独禁法、下請法、景表法に関する相談対応、助言を行うほか、訴訟案件を多く手掛けており、独禁法に関連する民事訴訟の経験も有する。